

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

2024-7-10 こども家庭審議会障害児支援部会（第6回）

○有村部会長 定刻になりましたので、ただいまから第6回こども家庭審議会障害児支援部会を開催いたします。

皆様、音声聞こえておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日は御多忙のところ、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

本日は、対面とオンライン併用の会議にて開催させていただきます。

なお、この部会はYouTubeにてライブ配信を行っておりますので、御承知おきくださいませようどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から委員の出席状況、資料の確認をお願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 障害児支援課課長補佐の結城でございます。

それでは、委員の状況について御報告させていただきます。

まず、委員の交代がありましたので、お知らせいたします。特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、吉田展章委員でございます。一言御挨拶のほうをいただければと思います。

○吉田委員 皆様、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました日本相談支援専門員協会の吉田と申します。協会では事務局長を仰せつかっておりまして、前任の小川に代わり、今年度より委員に就任させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 ありがとうございます。

本日の出席状況ですが、一見委員を除く19名の御出席をいただいております。なお、小林委員におかれましては、日本発達障害ネットワーク副理事長、大塚晃様に、山本委員におかれましては、日本看護協会井本寛子様代理出席をいただいております。井本様におかれましては、御都合により遅れての御出席との御連絡をいただいております。また、事務局におきまして人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

こども家庭庁支援局担当審議官の源河でございます。

○源河審議官 源河と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 こども家庭庁支援局総務課長、山下でございます。

○山下総務課長 山下でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 こども家庭庁障害児支援課長、小野でございます。

○小野障害児支援課長 小野でございます。よろしく願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 厚生労働省障害保健福祉部企画課長、本後でございます。

○本後障害保健福祉部企画課長 本後です。よろしく願いいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料としましては、右上に番号を付しておりますけれども、議事次第、資料1と資料2、参考資料1～8までとなっております。皆様、お手元でございますでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

それでは、冒頭撮影はここまでとさせていただきますので、プレスの皆様方は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○有村部会長 それでは、お手元の議事次第に沿って議事に入りたいと思います。

本日は、現状について、まずは共有をしっかりとしようということを趣旨としております会議でございます。

それでは、「最近の障害児支援行政の動向について」、それから、「障害児支援施策について」の2点について、事務局より資料1及び資料2の御説明をお願いいたします。

○小野障害児支援課長 障害児支援課長の小野でございます。

今ありましたとおり、資料1と資料2につきまして、まとめて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料1、「最近の障害児支援行政の動向について」でございます。

3ページを御覧いただければと思います。3ページからが、障害児支援関連の各種閣議決定ということですので。

続きまして4ページ、お願いいたします。

昨年末に閣議決定をされました「こども大綱」でございます。こども施策に関する基本的な方針、重要事項等、一元的に定めているという中で、障害児支援につきましては、例えば記載の、(5)の3段落目ぐらいから、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化などの地域における障害児の支援体制の強化、あるいは4段落目、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこども等への対応等々というところで記載をされておるところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

「こども大綱」に基づきまして、施策の実際の具体的な取組を実行計画という形で一元的に示したものであるということで「こどもまんなか実行計画」、こちらが今年の5月31日にこども政策推進会議のほうで決定しております。

こども家庭庁、このあと5ページから、6ページ、7ページ、8ページ、9ページとございますけれども、こども家庭庁が各省庁と連携をして進めてまいります政策の全体像をお示ししたものでございます。政府といたしましては、ここに掲げております施策を着実に実行していくということ。それから、毎年PDCAを回していくということで、骨太方針までに必要なものは見直しを行って、予算概算要求等に反映していくことになっております。

6ページ、7ページは、実行計画の目次ということで、先ほど御紹介した「こども大綱」にひもづく形でお示しをしております。ライフステージを通した重要事項、6ページの真ん中辺りに、障害児支援・医療的ケア児等への支援ということで記載されてございます。

8ページ、9ページを御覧いただきますと、「こどもまんなか実行計画」の障害児支援、医療的ケア児等への支援の具体的な内容をお示しをさせていただいております。

今、かなり網羅的に書かれておりますので一つ一つの説明は省略しますが、それぞれの項

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

目につきまして、こども家庭庁はじめ関係省庁の担当といったところを明記をして、施策の進展を図るということで取り組んでまいるところであります。

10ページは、本年6月21日に閣議決定をされました、いわゆる「骨太の方針」の障害児支援の関係部分でございます。御覧いただいているとおり、全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備、それから、インクルージョンの推進といったところの記載が明記されたというところであります。

続けて11ページ以下ですけれども、これも今年の6月21日に閣議決定をされました「規制改革実施計画」の抜粋をお示しをしております。介護・保育・障害福祉分野、こちらの分野のいわゆる合併とか事業譲渡に関するローカルルール防止という観点から、これらの事業者の経営力強化を目的として円滑な合併、あるいは事業譲渡、こういったものが実施可能な環境整備を行うということで、事業者の手続きに要する負担を軽減するという観点から、12ページaのところでございますが、長々書いていますが、合併や事業譲渡等に関するガイドラインの作成・公表でありますとか、13ページのdのところには赤枠をしていますが、地方公共団体ごとのローカルルールの有無ですとか内容等の整理・公表を進めていくとされております。障害児支援だけではなくて、介護・保育、また、障害福祉全体に関わる話でございますので、厚生労働省と共に取組を進めていくこととしておるところでございます。

続いて、15ページを御覧ください。ここからが障害児支援関連の令和6年度当初予算について御紹介をさせていただきます。

続けて、16ページでございます。

今年度当初予算における障害児支援関係の主な事項ということで、まず一番上、障害児の方々、地域、住み慣れた場所で暮らせるような支援ということで、児童福祉法に基づく入所・通所に係る給付の経費、それから、6年度の障害福祉サービス等報酬改定では、物価高騰・賃金上昇、あるいは経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性などを踏まえて、全体で1.12%の改定率ということで、これに対応する予算を確保しているところがございます。

以下、地域障害児支援体制強化事業、地域支援体制整備サポート事業というところで、地域の発達支援の関係の支援力の強化でありますとか、いわゆる支援ニーズの高い方への支援ということで、医療的ケア児等総合支援事業、あるいは聴覚障害児支援中核機能強化事業などはこちらのほうで掲載をさせていただいております。

17ページでございます。こちら、前回の部会でも御紹介をさせていただきましたけれども、ガイドライン、児童発達支援、放課後等デイサービス、それから、保育所等訪問支援のガイドラインについてでございます。

18ページ以下、18ページからが児童発達支援のガイドライン、20ページからが放課後等デイサービスのガイドライン、そして、22ページから保育所等ガイドラインの概要ということでまとめております。

いずれもこども家庭庁の創設によるこども施策全体の中で、障害児支援が位置づけられ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

たということ。それから、今年度から施行されております、後ほど御紹介をしますが改正児童福祉法、あるいは先ほどの報酬改定なども踏まえて、現行のガイドライン、手引きの内容の充実化を図ったものでございます。

昨年、有識者会議でも議論をいただいて、3月のこの部会においても、あるいは、その後の部会後に委員の皆様から御意見をいただきまして、それも踏まえまして、改めて現場で活用いただけるような構成、考え方を整理をして、先週末に地方自治体宛に発出をしたところでございます。こちら、それぞれ発出したものの概要版ということで御紹介をさせていただきます。

3ガイドライン、いずれのガイドラインに共通して、障害のあるなしに関わらず、こどもはこどもであるということも施策全体の基本理念、これをしっかり押さえた上で障害児支援の基本理念をお示しをし、また、支援の目標、内容をお示しをしております。

児童発達支援ガイドラインにつきましては、例えば19ページでございますが、発達支援の内容ということで前回から御紹介をしていますが、本人支援、家族支援、移行支援、地域支援・地域連携という、児童発達支援の4つの支援を掲げさせていただいております。前回の部会で、地域支援の概念というところを少し整理をすべきという御意見もいただきまして、地域支援・地域連携というような形で示させていただいております。

次の20ページ以下からは、放課後等デイサービスということで、例えば本人支援、21ページでございますけれども、本人支援につきまして、こちらに挙がっています5つの領域の視点を踏まえてオーダーメイドの支援を、ここに掲げております4つの基本活動を組み合わせて提供するといったところをはじめ、デイサービスの流れ、その他組織運営等々の改定ということで行っております。

それから、22ページの保育所等ガイドライン。従前は「手引き」となっていたものを、新たに「ガイドライン」ということで新規作成したものでございますけれども、こども本人に対する支援、それから、訪問先施設の職員に対する支援、そして、訪問先施設に対するフィードバックといった考え方、支援の方法としてお示しをしております。

現場で質の高い支援の提供が今後とも進みますように、これからも随時見直しを行うなどしてまいります。引き続き支援の質の向上に向けて、現場と一緒に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

続けて、24ページ以下でございます。今年の4月1日から施行しております改正児童福祉法についての御紹介でございます。

障害児支援の関係、25ページに赤枠でくくっております。

26ページ以下が主な改正のポイントということになりますが、既にたびたび御紹介をさせていただいておりますので簡単な御説明になりますけれども、1点目は、児童発達支援センターの機能強化ということで、高度な専門性に基づく発達支援、家族支援、あるいは地域の障害児通所支援事業所に対する支援内容等の助言といった、地域における障害児支援の中核的役割、こういった機能を法律上、センターが担うということを明確化する。それから、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

福祉型・医療型といった分類の一元化を図るものです。

27ページ、放課後等デイサービスの対象児童の見直しということで、「見直し後」というのが真ん中にありますが、障害の状態、発達段階、あるいは家庭環境等の状況から、学校終了後とか休日に自立的に過ごすことが難しい、放課後等デイサービスの支援が必要な方については、専修学校、各種学校に通学している方についても対象ということにしたものでございます。

28ページを御覧ください。障害児入所施設からの円滑な移行調整ということで、いわゆる18歳以上の方が障害児入所施設にとどまっているという状況を踏まえて、入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体、こちらを都道府県・政令市ということで明確化した。それから、強度行動障害などが18歳近くになって顕在化するようなケースにも配慮をするということで、22歳満了時までの入所継続を可能とするといった改正が行われております。

続けて30ページ以下でございます。こちらも法律で、総合支援法の施行というところでございます。

障害児支援の関係ということで施行されている部分、31ページに赤枠でくくっておりますが、ポイント2点ということで、32ページを御覧いただければと思います。

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備ということで、地域の相談支援の中核であります基幹相談支援センターの設置を市町村の努力義務とする。それから、下のほうにありますけれども、協議会の参加者に対する守秘義務の整備といったところを行っております。

33ページ、34ページになりますが、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入ということで、指定そのものは都道府県のほうで事業者の指定を行いますけれども、市町村は障害児福祉計画との調整を図る見知から、都道府県のほうに意見を申し出ることができるようにするというので、それを受けて都道府県が指定にあたっての条件を付したり、反した場合には勧告、指定の取消しを行うといった内容でございます。

続けて、35ページ以下でございます。令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定についての御紹介です。こちら前回御紹介をさせていただきましたので、簡単にはなりますが御紹介です。

36ページ以下でございます。特に障害児の支援の関係について、赤枠でくくらせております。37ページ、いわゆる処遇改善加算に始まりまして、36、37と赤枠でくくっております。

詳細については38ページに、障害児支援関係というところを、簡単なポイントだけ挙げております。

一番上にありますとおり、地域全体の障害児支援体制確保、児者全体の改定率、先ほど申し上げたとおり1.12%というところで、中身のところで6点柱が立っております。児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実。こちらは、先ほど御紹介いたしました法律の施行と合わせてまして、地域の支援体制の強化、障害児支援体制の充実といった

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

ところの評価をしております。

それから、質の高い発達支援の提供の推進ということで、例えば児童指導員等の加配加算につきまして、配置形態とか経験年数に応じて評価をするといったところ。それから、基本報酬につきましては、サービス提供時間に応じた評価、時間区分の導入。こういったもので基本報酬と様々な加算との組み合わせで、質の高い支援の提供に取り組んでいくということで評価をさせていただいております。

次の、支援ニーズの高い児への支援の充実ということで、例えば医療的ケア児、あるいは重症心身障害児につきましては、福祉職員による医療的ケアでありますとか、従来御要望も多かった入浴支援、送迎支援、この辺りの評価もさせていただいております。それから、強度行動障害についても、特に行動障害の状態が強い方の支援について評価をしていくという内容になっております。

4点目の家族支援、本人だけでなく家族も含めての支援ということで、家族への相談援助、親御さんの支援ということで、例えば御本人の支援の場面に参画する保護者の方々にも配慮をするというようなことで、いろいろな預かりニーズなんかも含めて対応していくところでございます。

あと、インクルージョンの推進、障害児入所支援の充実といった6項目で評価を充実することとしております。6項目それぞれ、今さらっと申し上げましたが、詳細については39ページ以下にございますので後ほど御覧いただければと思います。

続けて47ページ、御覧ください。令和6年通常国会で成立したこども家庭庁の関連法律であります。

48ページ以降に、子ども・子育て支援法の一部改正ということで紹介をしております。

昨年末の閣議決定、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための措置ということで、概要は、49ページの資料を御覧いただければと思います。

左側に「給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備」というところで書いておりますが、特に給付の拡充という柱につきましては、真ん中上、児童手当の抜本的拡充でありますとか、その中で、所得制限の撤廃、支給期間の延長等の取組を行っております。真ん中2番目、全てのこども・子育て世帯への支援の拡充ということで、いわゆる、こども誰でも通園制度の創設でありますとか、あるいは右側、共働き・共育ての推進ということで、出生後休業支援給付の創設ということでこういった措置が執られておるところでございます。

これらの財源を確保するために、国民、企業など、医療保険者から集める支援金制度を創設ということであります。

51ページ、こども性暴力防止法についての御紹介でございます。

こどもの性被害を防ぐための、こどもに接する教育、保育等の業務を行う学校設置者、あるいは民間教育保育等事業者に対する措置、児童対象性暴力等の防止の措置を講ずることを義務付けるということで、施行は下にありますが、公布の日から2年6か月ということで政令で定める日ということになってございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

52ページに、学校設置者、あるいは認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について紹介をしています。

真ん中辺りにありますこどもの安全を確保するための措置ということで、例えば教員等の研修とかこどもとの面談、それから、こどもが相談を行いやすくするための措置、あるいは被害が疑われる場合の調査といったもの。いわゆる初犯対策を徹底するとともに、再犯対策として前科の有無の確認といったところが盛り込まれております。

53ページは、いわゆる対象となる事業ですけれども、支配性、継続性、閉鎖性という3つの要件を踏まえて、対象事業ということで2つの分類になっておるところでございます。

同様に54ページについても、職員の業務について事業所管法令に規定がある教員等の業務と、それ以外の教育保育等従事者の業務ということで区分けをして対応していくことになっております。先ほど申し上げたとおり2年6か月を超えない範囲で政令で定める日ということで、施行まで現場の声、様々な御意見も頂きながら、対象となる従事者ですとか具体的な措置の内容については検討していくこととしております。

駆け足で恐縮でございます。続けて、資料2を御覧ください。

報酬改定の議論を経て、今後、障害福祉サービス等の状況を考えていく上での御報告ということでまとめさせていただいております。

4ページには、障害児等の数、直近の数字を御紹介しています。

5ページ以下については、障害福祉サービス等の体系ということで、こちらの説明は省略をさせていただきます。

9ページを御覧いただければと思います。障害福祉サービス等の最近の動向ということで、先週の障害者部会のほうでも御紹介をされている資料でございます。

10ページ、障害福祉サービス等予算の推移でございますけれども、障害児の措置費・給付費を含みます障害福祉サービス費の予算の推移、17年で4倍ほどに増加をしている状況にあります。

11ページを御覧いただきますと、こちらは総費用額を障害種別毎にこの10年間の推移を出しておりますけれども、最も多いのが知的障害者ということになっております。

次の12ページでは、利用者数の推移ということで、こちらは最も多く伸び率が伸びているのが障害児の方々ということになっております。

13ページ、14ページは、障害種別毎にサービス種類ごとの利用者数を出したものです。

15ページは、障害福祉サービス等の年齢別の利用者数の推移を出したものです。50代の方々の利用が伸びているというところであります。

16ページは、障害種別毎の年齢別の利用者数ということでブレイクダウンしたものであります。

続いて17ページでございます。都道府県別の障害福祉サービス等の人口1,000人当たりの利用者数を、X軸が令和5年の人口1,000人当たりの利用者数、Y軸が平成27年から令和5年までの間の伸びを取って、県ごとにプロットしたというものでございます。全体、それか

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

ら身体、知的、精神、障害児ということで、それぞれ次のページ以降に書いております。

X軸とY軸ということで、こちらは必ずしも相関が出ているというような感じではございませんが、いずれにしてもばらつきがあるというような状況が分かるかと思えます。

続いて23ページを御覧ください。

今回の障害福祉サービス等報酬改定の概要というところで、昨年の12月の閣議決定の改革工程にも盛り込まれた項目なども合わせて、ここの「終わりに」が、今後の検討課題ということで、これから検討していく必要があると考えております。

25ページを御覧いただければと思います。

今回の報酬改定の検証ということで、改定の影響を把握するための調査等の今後のスケジュール、現時点で予定のものを整理をさせていただいておるところでございます。処遇改善の状況をはじめ、今回の報酬改定の影響をしっかりと把握をしていきたいと思っております。この表にはないですけれども、こども家庭庁でも、こども・子育て支援等推進調査研究事業という中で障害児支援全般にわたる課題の実態把握を予定しております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○有村部会長 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の御説明について御質問や御意見のある方は、対面で御参加いただいている場合、そのまま挙手、オンラインで御参加いただいている場合は「手を挙げる機能」を使用して挙手をお願いいたします。

また、本日は情報保障のため、手話通訳及び要約筆記を行っておりますので、御発言の際は、まずお名前を名乗っていただき、可能な限りゆっくり分かりやすくお話しいただければと思います。要約筆記の関係上、委員の皆様も事務方の皆様も、御発言の際は、毎回必ずお名前を名乗っていただきますようお願いをいたします。会場の方は、できるだけマイクに近寄ってお話してください。発言後は必ずマイクのスイッチをオフにしてくださいませようお願いいたします。

なお、限られた時間の中で委員の皆様の御発言のお時間を確保できるよう、大変恐縮ではございますが、お一人当たり3分程度でおまとめいただけますと幸いです。円滑な会議運営にぜひ御協力をお願いいたします。

それでは、会場のほうから先に御発言いただいて、その後、オンラインで御参加いただいている皆様に御発言をお願いできればと思います。会場の皆様、いかがでしょうか。

皆様、お手が挙がっているかと思えますので、会場のほうでは、最初にお手を挙げていただいたのが大胡田委員でございましたので、大胡田委員のほうからお一人3分ずつ、まずいただきますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大胡田委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

○大胡田委員 日本視覚障害者団体連合の大胡田でございます。2点ほど申し上げたい点がございます。

まずは、今回、報酬改定で、視覚・聴覚言語機能障害支援加算を新設していただきまして

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

誠にありがとうございました。この加算の対象となるのが身体障害者手帳1級及び2級になっていると聞き及んでおりました、実際には3級以上のこどもであってもかなり支援が必要なケースがあると思われまます。ですので、今後、1級、2級以外の視覚障害児にも対象を拡大していただきたいというお願いが1点でございます。

もう1点が、主に資料2に関してですが、網羅的に身体障害者として様々な統計数値が出ておりましたが、身体障害者の中には様々、視覚、聴覚、肢体など、部位ごとにニーズも実態も特徴も様々でございますので、今後はより精緻な実態把握のために、部位ごとでの統計データの開示をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○有村部会長 ありがとうございます。なお、今回は情報共有ということが会議の主ではございましたので、頂いた御意見はきちんと受け止めさせていただいて、記録にも残させていただきます。事務局から回答いただきたいという場合には御質問ということで、御発言いただければと思います。今の御意見に関しましては、御意見を賜ったということで承らせていただければと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。日本相談支援専門員協会の吉田です。

御報告及び状況説明ありがとうございました。全般に、我々団体でもありますけれども、相談支援というのは各方面、各分野において重要な役割を改めて請け負っているなどということ認識するとともに、地域の中で相談支援体制の構築、特に児童発達支援センターとの協働だとか、教育・医療の連携というのは、こどもに限らず我々の喫緊の課題でもございますので、より一層頑張っていきたいと思っております。

また、事業の譲渡とか移行・合併に関しては、地域に、いわゆる撤退してしまう事業所とか人員不足等々の課題も散見されるので、ここに示されたようなガイドライン等々が出されるのは非常に嬉しいなと思って聞いておりました。感想になってしまいますが以上です。ありがとうございます。

○有村部会長 ありがとうございます。

続きまして、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 全国重症心身障害児（者）を守る会の山本です。御説明ありがとうございました。

児童発達支援ガイドラインにつきまして、当会からは事業の一元化に係る命を守るための安全管理対策について意見を提出させていただきましたが、児発及び放デイのガイドラインにその意見を反映していただき、感謝申し上げます。これを実行し、安全な事業運営を行っていただくためには人的担保が必要になりますので、財政的な裏付けをお願いできればと思っています。

次に、資料1の16ページにあります令和6年度当初予算における障害児支援関係の主な事項の4つ目の○「医療的ケア児等総合支援事業」についてです。参考のところに、「医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境を整備し、家族の負担軽減等を実現」とあ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

り、この医療的ケア児等の「等」の部分に重症心身障害児が入ることを明記していただいています。中には重症心身障害児者を対象外としている自治体もあるように伺っています。

重症児者は、こども家庭庁と厚生労働省の切れ目のない支援、児者一貫の支援が必要です。加藤委員の資料にもございますように、医療的ケア児も含め、重症心身障害児は「者」になっても、家族の負担が軽くなるわけではございません。医療的ケアがなくても、発作や誤えん、体の拘縮や変形、筋緊張、環境の変化に敏感で突然死もあり、目を離すことができません。成長とともに体が大きくなり体重も増加し、家族の介護負担は増大していきます。そして、医療的なケアが次第に増え、濃厚な医療が必要になっていく傾向にあります。

一方で、家族は年を取っていきます。様々な福祉サービスを利用することで、その負担が軽減されるようにみられがちですが、実際にはそれに対応できる事業者は限られています。成人への移行期、そしてその後も、引き続き本人と家族への支援を継続していただけるようお願いいたします。以上です。

○有村部会長 ありがとうございます。御要望いただきました。大変貴重なことかなというふうに思います。

それでは、続きまして大塚参考人、お願いいたします。

○大塚参考人 日本発達障害ネットワークの大塚です。小林の代理ということで、よろしくお祈りします。意見を述べる機会を頂きまして、ありがとうございます。

私のほうからは、障害者の権利に関する委員会が2022年10月に、日本の第1回政府報告に関する総括所見を出しています。それに関して幾つか述べたいと思います。

1つ目は、インクルージョンです。大綱にもありますように、我が国においても権利条約にのっとった社会への参加、包含、インクルージョンということが書かれておまして、さらに具体的なインクルージョンの施策も進んでいると認識しています。ただ、幾つかの危惧があります。

まず第1に、児童発達支援センターについて、機能の強化というのは賛成するものではありますが、専門性という名の下にいろいろな機能をそこに付けて囲い込み、こどもさんについて、そこでなければできないような支援、特別な場所における支援というのは、やはりインクルージョンに反するのではないかと考えております。いかにこれを軽減していくかということが重要であると考えています。

特に保育・教育等移行支援加算ということで、児童発達支援センターも対象になっていますが、これが令和3年での報酬改定検証調査結果においては、児童発達全体789の事業所の、わずか1.9%しかこの加算を取っていない。とてもインクルージョンという状況ではないということも含めて考えていただきたいと思います。インクルージョンというのは、一義的には、一般の保育所や放課後クラブで生活し活動していくことであること、そこへの移行支援は、児童発達支援センターの最も重要な機能であることを、もう一度考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

その意味では、こども家庭庁になって保育分野と障害分野等が一緒になったわけなのです。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844) からご覧いただけます。

で、真のインクルーシブについて考えてみる幅が広がったとも言えます。今回、障害児保育であるとか、あるいは放課後クラブにおける障害児の受入体制という資料がないのは非常に残念であります。むしろそちらのほうの施策を積極的に進めていっていただきたいと思えます。

また、保育所等訪問支援事業というのは、子どもを囲い込むのではなくインクルージョンしている場に出向いて行って支援するという、1つの重要な具体的なインクルージョンの方法と考えています。これについて取り組む施設は、児童発達支援全体の10分の1、対象者の10分の1程度だったと思います。非常にこれも少ないと思われましても、児童発達支援センター事業を行う場合については、保育所等訪問の支援を義務化することを考えていただきたいと思えます。

もう1点、権利条約の勧告は障害のある児童第7条というところにおいて、意思表示の権利について明確な危惧を持っていると述べています。そして、意思表示の支援をきちんと行うようにしなさいと勧告しています。今回の児童発達支援ガイドライン、あるいは保育所等訪問ガイドラインを見てみますと、「意思の尊重」という言葉はありますけれども、「意思決定支援」あるいは「意思表示権利の保障」というのはありません。私たち団体もきちんと意見を言わなかった責任もあると思えますけれども、非常に残念なことであります。次回の改正において、「意思表示」あるいは「意思決定」という文言をきちんと入れて、それが保障されることを行っていただきたいと思えます。

これについて、児童の社会的養護の分野では、意思決定支援者を配置する事業がもう始まっていると聞いています。また、「意思表示等支援員の養成のためのガイドライン」に基づき支援員の研修が始まっているということを考えますと、こども家庭庁の違うセクションと調整して一体的にやっていくことが重要です。一緒になって調整をしながら、運営基準での規定も想定されている「意思決定支援」「意思表示支援」、どちらの言葉でもいいですけども、制度施策の中に入れてほしいと考えています。

最後に、条約19条の自立した生活および地域社会への包容に関して、委員会は、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるための迅速な措置をとることを勧告しています。障害児入所施設の改革も行われてきましたが、今後の障害児入所施設の在り方についても、もう一度、抜本的に見直していただきたいと思えます。

以上です。すみません、長くなって。

○有村部会長 ありがとうございます。今後の在り方について大変大事な御意見を賜ったと思えます。ありがとうございます。

続いて、田村委員、お願いいたします。

○田村委員 立命館大学の田村です。私のほうからは、根本的な意見を少し述べさせていただきたいと思っています。

昨今、民間の会社による、株式会社による事業所が多くなってきて、全体の中でも社会福

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

社法人やNPO法人よりも多くなっているのが今の現状かと思われます。しかし、株式会社等の事業所の中で、今の報酬体系の中で生き残りをかけて運営をするところが多くなってきています。なおかつ、それが赤字運営ともなると、大人のところも含めて契約を解除するということが、岡山でも、いろいろなところでも起こってきている。あるいは、契約を解除しなくても不正受給をする、ごまかしてお金をもらうというふうな事件もあちこちで起こってきている。

そういうふうなことがあると、最終的にそのツケは契約者である当事者、こどもたちにかかっていくというふうなことになるっていて、不適切な運営が不適切な支援を呼び込んでいると思っています。本当はあってはならないけれども、あちこちでそういうことが起こっているということは、根本的な何か仕組みの問題を議論しなければいけないのではないかということ強く思っています。競争の原理を使って支援の質が高まっていくということは、必ずしも言えないのではないかと思っています。

それが、さらに非正規率の多い事業、例えば居宅介護や、大人の事業ではありますけどグループホームや、あるいは放課後等デイサービス、そういうところにすごくしわ寄せが寄って、実際の事象が起きているように思いますので、今回そういう検討はありませんけれども、次回の改正に向けてぜひそういう視点でもってもう一度見直していただきたいと思います。

以上です。

○有村部会長 ありがとうございます。現状の危惧というところも含めて、今後の課題を頂きました。

続きまして、小崎委員、お願いいたします。

○小崎委員 全国肢体不自由児施設運営協議会の小崎でございます。私のほうからは3点お話をしたいと思います。

まず1点は、障害福祉サービス等報酬の中で、今回、家族支援の視点が非常に強く打ち出されたということで、私どもの施設群の中でも、いわゆる在宅復帰を支援するという立場で今まで職員が頑張ってきたところが評価された部分があるかなと思っております。ただ、実際に非常にコンティニュアス、連続的な支援をしている場面もありますので、実際にどういった内容の支援をしているかということ、また我々も情報発信して、それについて、また評価をいただければいいかなと思っています。

もう1点は、先ほど、大胡田委員のほうからお話がありました統計の話です。特に最近の障害のあるお子さんたち、単一の障害であることはむしろ珍しいというか、重複している面が大きいというところがあります。先日の障害者部会のほうでもお話しさせていただきましたが、今回の生活しづらさ調査の中でも、ある程度元データを匿名化した形でビッグデータ的に出していただいて、その中で障害種別ごとの複合の状態を、例えば一定の視覚のある研究者の方が調べて情報発信できるようにするとか、今後の取組として検討していただければいいかなと考えています。

3つ目は、日本版DBSの説明がありました。今後、もちろんこどもの権利の擁護という立

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

場からは非常に大切なことですが、一方で、恐らく使用される労働者の側のこととの兼ね合いというか、どうしても多分コンフリクトが起きると思いますけれども、そのときの基本的な考え方として、自分たちとしてはなかなか権利を主張できないこどもたちをきっちりとサポートする方向性というのはぜひ必要だと思うので、運用面でもそういったことを意識したガイドラインを出していただきたいと思います。

以上です。

○有村部会長 ありがとうございます。大切な視点をいただいたと思います。

続けて、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 資料1に関して3点ほど、質問というよりも意見かもしれません。手短かに触れたいと思います。

1つは、5ページのところに「こどもまんなか実行計画2024」とあります。これは単年度の計画なので、この中に施策の実施状況や指標の検討と出てきますが、単年度の計画なので結構難しいであろうと思われるのが1つと、もう1つ、障害領域に限って言うと、障害児福祉計画が3か年計画で並行して存在してしまっていて、その整合性をどういうふうに考えるかというのも出てくると思います。

2点目は、同じ資料1の22ページでありまして、保育所等訪問支援のガイドラインというのは、ほかの2つに比べて初めてガイドラインとしては登場したということもありまして、大変興味深く見せていただきました。1つ特徴点は、本人支援の5領域がほかの2つのサービスではかなり強く強調されていますが、保育所と訪問所はサービスの形態によるのかどうかちょっと分からないですが、あまり5領域の話が出てきていないというのが、アセスメントの在り方でどういうふうに考えるべきなのかというのが気になったところです。

3点目ですけど、資料1の39ページ、これは児童発達支援センターの中核機能のことですけれども、中核機能強化加算というのがこの資料に載っていますが、実は私、別件で幾つか児童発達支援センターの実情や現状を把握する必要があったのでお聞きしていることがあります。

その上でいくと、この資料にあるような専門人材の配置は相当に難しいという声を聞いていまして、こういった経験のある専門人材から見ると、児発管クラスの方がやらなければいけないだろうけれども兼務も非常に難しいという状況で、実質的にこの加算を取得するというのは難しいのではないかという意見を聞いておりますので、これからの施策の実行に関しては審議したり検討する事項が多々あるのではないかなと思っている次第です。

以上3点です。ありがとうございました。

○有村部会長 ありがとうございます。それでは、質問も伺いました。事務局から御回答お願いします。

○小野障害児支援課長 3点いただきました。

1点目の実行計画の評価・見直し、PDCAというのは1年ごとで、障害児福祉計画が3年で、十分評価できるのかというところでございます。御指摘はしっかり受け止めたいと思いま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

す。こども実行計画のほうは、もちろん障害児の支援だけではなくて、こども全体ということでやっている部分もありますので、若干そういったずれが出てきてしまっているということかなと理解しています。

いずれにしても、PDCAサイクルを回していけるようにというところは私どもも十分意識して、ここで挙がっています指標の把握ですとか、評価・検証というようなところで報酬改定も含めて、そういったスケジュールに合わせて十分PDCAサイクルを回せるような取組は、今後しっかり考えていきたいと思っております。

2点目の、保育所等訪問支援でいわゆる5領域の記載が薄いのではないかと御指摘ですけれども、先ほど委員のほうからも支援の性格の違いというお話もありましたけれども、まさに保育所等訪問支援については、名前のとおり保育所等に訪問する。そして、保育所や学校における集団生活の中で配慮された支援を行っていく。それから、訪問先施設の環境について助言をする。訪問先施設のこどもに対する支援力、訪問先施設のほうの支援力を向上させて、こどもの育ちを支えるというようなところで、ほかの、いわゆる児童発達支援とか訪問デイサービスのような支援とは、若干性格であるとか求められる専門性といったところでも少し違いがあるのではないかと考えております。

そういったことも踏まえて、今回保育所等訪問支援のガイドラインのほうでは、5領域に基づく計画作成は示していないというのが考え方でございます。頂いた御意見を踏まえて、この後、ガイドラインを実際これから現場でも動かしていくこととなりますので、そういった御意見も踏まえて、また考えていきたいと思っております。

3点目のセンターの中核機能の強化加算は取るのが難しいということで、こちらについても実情というのは、これから私どもも十分把握をしていきたいと思っております。現時点で地域の支援体制整備ということで、中核機能についてはセンターでということだけではなくて、いわゆる面的整備みたいなものやり方もお示しをしておりますけれども、そういった状況も踏まえて、また実際の取得状況を見ながら次の報酬改定であったり、制度の改定を検討していきたいと思っております。

以上です。

○有村部会長 ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 発言の機会をありがとうございます。全国医療的ケア児者支援協議会理事の加藤でございます。

まず、御説明のありました障害児支援行政の動向全般につきまして、賛同と御礼を申し上げます。短期間でこども基本法、「こども大綱」の策定、そして、実行計画の閣議決定、各種ガイドラインの取りまとめということで、さらに報酬改定も重なりまして現場も大変な御苦労があったと存じます。

また、今年の「骨太の方針」でも、医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制整備が明記をされ、政府が一体となって、また、そこに新たにインクルージョン

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

推進やこどもホスピスの全国普及に向けた取組が加わったことを歓迎しております。ありがとうございます。

医療的ケアの関連各団体と連携しまして、お手元に参考資料を提出させていただきました。時間の関係でポイントだけ簡潔に申し上げます。

1点目、「こどもまんなか実行計画2024」にも明記されましたインクルージョンの推進に関連して、インクルーシブな保育環境推進のための提起をさせていただきます。

私は全国の医療的ケア児等支援センターや、行政、家族会、教育現場、それから、先進的な事業所などを回って多くの現場の専門職の皆様と意見交換をしておりますが、医療的ケア児支援法が施行された後、法律の理念である家族の離職防止がお母さんたちの意識変容の後押しをして、各地で医療的ケア児の保育園の就園ニーズが急増していると実感しています。

横浜市では、今年4月に保育園に入園した医療的ケア児のお子さんが68人まで増えたと聞いてびっくりいたしました。保育園で働く看護師さんの困り事や悩みに対応するために、専門の研修も始まったと聞いております。また、先週伺った京都の私立の保育園は、園児全体で140名ほどのうち、今現在は9名、最大時には11名の医療的ケア児が通っていて、人工呼吸器や気管切開のお子さんも体力や状態に合わせてみんなと一緒にのクラスにいたり、お昼寝の時間だけ個室対応しながらごちゃ混ぜになって遊んだり、注入の様子をみんなが見守っていました。インクルーシブ保育が進んでいることは大変喜ばしいことです。

一方で、現場の専門職から懸念の声も挙がっております。医療的ケア児や超低体重出生児、リトルベビーの赤ちゃんはNICUに1年以上入院することも少なくありません。育休のカウントは御承知のとおり生まれた月、生まれたときの月齢で始まります。リトルベビー、それから医療的ケア児、医療依存度の高いNICUの卒院児たちが、退院後に在宅生活に慣れて外出の準備をしたり保育園に通えるような体に成長するまで、少なくとも1年はかかるというのが現場の経験値ですが、その間に育休期間が切れてしまうことになるため、経済的理由や職、そしてキャリアを失うことになる恐怖など、様々な理由からNICU入院中から保育園探しを始めたり、育休期間が残っているうちに、退院後数か月で保育園に預けることを希望する保護者も増えているそうです。

そこで提起ですけれども、医療的ケア児や重症心身障害児のように、専門的支援を必要とする子育てを支えるために、NICU退院時点からの育休カウントの制度化について、ぜひとも検討をお願いしたいと思います。厚労省のくるみん認定のように、障害児の子育て支援のための長期育休期間を導入する企業について、インクルーシブ子育てサポート企業として認定して、企業助成などの対象としていただきたい、そちらも御検討いただきたいと願っております。

2点目です。報酬改定について御報告がございましたけれども、4月に改定が実施された後の経営収支が出始めたタイミングですので、幾つかのデータ紹介を交えて改定の影響や医療的ケア児の成人移行に伴う今後の社会的基盤整備についての提起を、お手元の資料2

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

ページの後段以降にまとめさせていただきました。

細かな数字の説明は省略いたしますけれども、医療的ケア児の成人移行に伴う社会的基盤がほぼないことが喫緊の課題でございます。重症心身障害、そして、医療的ケア者対応型のグループホーム、生活介護、ショートステイなどの施設が、報酬改定後も単体の経営ではやはり収支が成り立たないという具体的なケース、幾つかの事例ですが御紹介させていただきました。

より重度の利用者の受入れに頑張っって対応している先進的な事業所ほど、経営が厳しい状況です。成長後の行き場がない本人や御家族の不安をしっかりと受け止めて、地域生活に様々な選択肢があって、こどもたちが未来に希望を持てるように、次回の改定に向けて引き続き基盤整備を進めていただきますよう要請申し上げます。ありがとうございます。

○有村部会長 ありがとうございます。データや実情をよくまとめていただいて、お話いただきました。

それでは、続きまして北川委員、お願いいたします。

○北川委員 日本知的障害者福祉協会の北川です。よろしく申し上げます。

児童福祉法改正等、報酬改定で大きく6つの項目が挙げられていますが、そのうち、児童発達支援センター等の機能強化、中核の在り方、地域支援体制について、どの地域でも障害があるこどもと家族をしっかりと支える体制を目指してつくられた今回の改定だったと思います。また、一元化も実現されました。そして、加えて保育園、幼稚園、こどもの広場など、地域のこどもたちへの支援ができるような体制が整えられたことは、インクルージョンの推進も含めてすばらしいことだと思います。

ただ、先ほど小澤先生からもお話がありましたけれども、現場はまだこの具現化をしていくときに混乱していますので、地域での支援体制をどうつくっていくのかということ、こども家庭庁の応援がもう少し必要なのかと思います。

それから、障害児入所のことですが、年齢超過の問題が10年以上の月日をかけて、こどもの施設、福祉型のほうですけれども、こどもの施設になったことはよかったことだと思います。そして、移行の責任が、今まで施設長さんが頑張っていました、都道府県に明確化されたこともよかったと思います。

これからの課題としては、社会的養護のこどもが障害児入所も大変増えている中で、児童養護の地域小規模が家庭的養護になって、6人のこどもに7人ぐらいの体制でこどもを養育しているのに比べると、まだ障害児入所のほうは家庭養護や人員配置など手薄い状態ですので、これからぜひ社会的養護の施策と一緒に、その関係の中で進めていっていただけたらと思います。

次に、こどもの意見表明権はやはりとても大切で、障害があると、こどもではなくて大人や、それから、お母さん、お父さん、職員の意見が正しいみたいなことで進められてきかなので、こどもの意見表明権を進めてほしいなと思います。

最後ですが、こども誰でも通園制度は全てのこどもを対象にしているということは、本当

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

に素晴らしい制度になったなと思いますし、また、障害児の通所にも、障害がないお子さんとか兄弟児とか通園できるように施策をつくっていただいたので、インクルージョンの窓口になったと思います。

ただ、障害児の通所は、国でつくった制度ですけれども、自治体で行うのはすごく難しい状況があります。それは、こども施策と障害児分野の施策が地方に行くと、一緒のところもありますけれども分かれているところが多いため、2つの分野の制度に対する協力と理解が必要です。保育政策課のほうにもお伝えしましたが、障害児支援課としてもぜひ一緒に進めていってほしいですし、自治体のほうにも働きかけてほしいなと思います。

以上です。

○有村部会長 大切な御意見ありがとうございます。

続きまして、吉野委員、お願いいたします。

○吉野委員 全日本ろうあ連盟の吉野です。3つ、意見と質問があります。

まず1つ目は、先ほど大胡田委員がおっしゃったように、視覚・聴覚言語支援体制加算の対象ですけれども、手帳2級の人だけとなっております。実際は3級、4級のこどもたちなど多くの支援が必要です。現場が困っている話を聞いていますので、2級だけ対象とするのではなく、全ての身体障害者手帳を持っている1級から6級までのこどもたちも対象にするべきという意見です。

2つ目が、児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、双方読ませてくださいました。何か、ろう児や、手話が必要なこどもたちのことが排除されているような雰囲気を感じました。と言いますのは、5領域があり、言語コミュニケーションという言葉がありますけれども、そこに手話も含まれていると理解してよろしいでしょうか。インターネット等でいろいろ調べてみますと、言語イコール音声でのコミュニケーションというような書き方があります。資料を見ますと、言語というのは手話が排除されているように感じました。その辺りの御説明をお願いいたします。

もう1つ、先ほどと同様、児童発達支援と放課後等デイサービスのガイドラインの5領域を踏まえて、本人のそれぞれに合った支援が大切だという、素晴らしい文言がありました。それは素晴らしい、大切だと思いますけれども、実際現場では全く違うという状況です。

と言いますのは、現場ではそういう障害サービスを受けたいと思っても、相談を持っていくその相談先が、聞こえないこどもたちに合ったサービスのプランを作成できないこともあるのです。相談支援事業それぞれの事業所の質も関係があるかなと思っております。このように、困っているという声を多々聞きますので、きちんと国のほうから、聞こえないこどもたちには手話が必要だということ、または、重複という障害に対してもきちんとそれぞれに合った支援計画をおこなえるよう徹底的に指導してほしいと思っています。

以上です。

○有村部会長 ありがとうございました。

それでは、御質問がありましたので、事務局からお話いただいてもよろしいでしょうか。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844) からご覧いただけます。

○小野障害児支援課長 障害児支援課長、小野です。

御質問ということで、いわゆる言語コミュニケーションという言葉の中に、手話というような内容が含まれているかどうかといったところでございます。

こちらは、これまでもいろいろな疑義応答というか、いわゆるQ&A的なものとかでも少し言及もしていますが、結論から申し上げますと、言語コミュニケーションという中に手話も含まれるということで理解をしていただいて結構かと思っております。そのような形でお示しを既に行っているところであります。

御質問としては以上だったと思いますが、そのほか、現場でのサービスのプランが作れないといった最後の点については、また、各自治体の状況も確認をしながら、これからまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○有村部会長 吉野委員、よろしいでしょうか。

○吉野委員 ろうあ連盟の吉野です。

先ほどもお話があったように、5領域のうちの言語コミュニケーションのところは音声という感じで受け止めてしまいます。皆さんも多分同じだろうと思えます。ですから、きちんと説明または解説を加えて、ろう者のための手話でも対応しますというような文言を入れるべきだと考えていますので、改めて御検討をお願いいたします。

以上です。

○有村部会長 御意見賜りました。ありがとうございます。

それでは、ここからオンラインで御出席の皆様にお話を伺っていききたいと思います。

それでは、小島委員、お願いいたします。

○小島委員 全国手をつなぐ育成会連合会の小島です。よろしくをお願いいたします。

まずはじめに、「こども大綱」をはじめといたしまして全般的な資料の中に、兄弟を含む家族支援を盛り込んでいただきました。私ども育成会が長年にわたり要望してきたことでございます。本当にありがとうございます。

こども家庭庁として初の報酬改定となりましたが、内容としては高く評価をしております。しかし、本会にも延長支援加算の取扱いについて意見が寄せられております。地域によっては延長対応を取りやめる事業所も出てきております。それによって困るお子さんや親御さんもいるようですので、実態把握をしていただけたらと思います。

次に、事業所指定の取組に市町村が関与することは重要であると考えております。とりわけ児童発達支援は未就学児を中心とした発達支援を提供するサービスでありますので、市町村に主体的な関与を求める仕組みとなることに期待をしております。

あわせて、健診で接する保健師さんがいらっしゃいますが、保健師さんも市町村内の福祉サービス、児童分野の福祉サービスについてよく把握して、知っていてほしいと願っております。保健師さんは一番初めに会う方だと思いますので、しっかりと相談に乗っていただけたらと思っております。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844) からご覧いただけます。

続きまして、次回の報酬改定または法改正に向けて、障害児分野では大きく障害児相談の見直しと将来的な自立に向けたソーシャルスキルの向上と家族支援の強化に期待をしているところです。と言いますのも、成人後、知的に軽い・重いではなくて、コミュニケーションがうまく取れずに施設に通えなかったり、また、その行動特性から受けてくれる施設がなかったりとか、苦勞している人がたくさんいます。必要なことは学校と放課後等デイサービスなどの事業所で個別の教育支援計画を共有したりして、共に進めていくことが重要だと思っております。

特に将来的な自立に向けましては、ライフステージを見通して放課後等デイサービスだけに頼らない、本人の放課後や余暇の過ごし方、あるいは自宅で1人でお留守番ができるような支援体制も考えていただけたらと思っております。

育成会からは以上です。ありがとうございます。

○有村部会長 御意見、今後の視点を賜りました。ありがとうございます。

それでは、続きまして酒井委員、お願いします。

○酒井委員 全国児童発達支援協議会、事務局長をしております酒井です。どうぞよろしくお願いします。

御説明いただいた中で、報酬改定の報告をいただきました。今回、中核拠点型児童発達支援センターの役割が明示されまして、打ち出されたことはとても大きなことだと思っております。今後、こども家庭庁のほうでも整備状況の確認はしてくださると思っておりますが、特に未整備地域における設置について、ぜひサポートを積極的に行っていただければというふうに考えています。

また、今回の報酬改定で、かなり現場の実践について工夫して加算などたくさん用意してくれたと理解をしています。これについては大変感謝をしております。ただ、残念ながら、現場としては事務作業が非常に多くなっておりまして、煩雑になっておりまして、非常に苦勞としているということについては改めて共有をしておきたいと思っております。以前からの引き続きの課題ではありますけれども、ぜひ今後の参考にさせていただけたらと思っております。

また、今回、個別支援計画についてもかなり踏み込んだ提案をいただいております。支援の質を向上していくため、意欲的な提言をいただいたと理解をしております。一方、現場はまだまだ混乱がありますので、我々事業者団体として今回の改革の意図を踏まえて現場で実装できるように、支援につながるように、私たちもサポートしていきたいというふうに思っております。

日本版DBSの話もいただきました。こどもたちがしっかりと守られる仕組みになるよう、事業者団体としても協力していきたいと考えております。

1つ懸念するのは、今回の法制度と先行して実施されている教員に対するシステム、保育士に対するシステムとの連結に関してです。先行している2つのシステムに今回のシステムが包含されていくのか、並行していくのか、もし並行して3つのシステムになっていくと、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

我々児童発達支援放課後等デイサービスの事業所については、2つのシステムを使い分けていかなければいけないのではないかと懸念しております。

先ほどもお話ししたように、事務作業というのは非常に増えていて煩雑なところがあります。まして今回の案件は非常に重要な案件で、間違いがあってはいけないような案件になりますので、ぜひシンプルなシステムで運用ができるようにしていただけたらと思っております。

最後に、統計資料が出されておりました。その中で特に放課後等デイサービスの利用者数が確実に増えていることが把握されています。お子さんと家族にニーズがあったことがよく分かります。居場所づくり部会でも、こどもの居場所の重要性が言及されています。そういった意味では、これだけのこどもたちのニーズが放課後等デイサービスが創設される前はどのように満たされていたのか、隠されていたのか、改めてこの制度がつくられたことの意義の大きさを強く感じております。増えているとは言え、十分なのは都市を中心とした地域であると認識していますので、引き続き量的な拡充と、当然質的な向上の両面にわたっての御支援をいただきたいと思っております。

我々全国児童発達支援協議会としては、質的な面の向上について積極的に取り組んでいきたいと思っております。今回いただいた情報について御意見を差し上げました。引き続きどうぞよろしく申し上げます。

○有村部会長 ありがとうございます。御意見賜りました。

名簿順で、上から下に進んでいたところですが、前後してしまいますが、一番上の石澤委員、お手が挙がっていますので、まず石澤委員に御発言いただいて、そのあと陶山委員、永松委員、渡辺委員と進んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、石澤委員、お願いいたします。

○石澤委員 石澤終です。よろしくをお願いいたします。

資料1の51ページ、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の概要で、すごくいい法律だと思うので、施行期日が「2年6か月を超えない範囲において定める」というのがありますけれども、できる限り早く、こどもを守るために施行できたらいいなと個人的には思います。

以上です。

○有村部会長 御発言ありがとうございます。

それでは、続きまして陶山委員、御発言をお願いいたします。

○陶山委員 日本難病・疾病団体協議会の陶山です。発表の機会をいただきありがとうございます。

こども家庭庁を中心に、こどもを取り巻く様々な問題に御尽力いただいていることに感謝を申し上げます。ただいまの説明の「こども大綱」の中に、特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともにというような文言がありますけれども、数ある手当の中で特児を入れていただいたということは大変意義のあることだと思っております。と言いますのも、難病に関す

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

る手当の中で、ほぼこの特児というのが関わってきますけれども、申請していない方が結構多いのではないかと思うからです。

私、糖尿病に関する電話相談を長年受けていますが、その中であった事例を紹介させていただきます。今年の5月でしたけれども、鹿児島島の離島に住んでいらっしゃるお母さんから、3歳のお子さんが1型糖尿病になったと診断を受ける。小慢の制度はありますけれども、そのほかに何か制度がないかと調べたところ特児があるということが分かり、申請をしたけれども受け取れませんと言われたそうです。

「診断書にはなんて書いてありましたか」と聞いたら、「インスリンを打てば普通の生活ができると書いてあった」ということでしたので、インスリンを打たなければ命に関わることですとか、血糖の管理上、親の支援は不可欠であるというような、実際本当に大変です。そういうことを診断書に書き直して再提出してくださいとお伝えしました。

実はこのようなケースは本当にたくさんあります。こういうケースは大綱の中にこれが入ったのだからなくなってほしいと思っていますが、まだまだあるのが現状です。これは1型糖尿病だけのケースでしょうか。実はほかの疾患についても、診断書の書きぶりでも却下になるケースがたくさんあるのではないかと思います。

この診断書に関しましては、障害とか疾病によって8つの様式があります。自治体の担当者がそこまで御存じなければ、その要項を入手することさえできないということがあるのではないのでしょうか。また、認定に関しましては、自治体によって温度差がすごくあると申し添えておきます。申請すればほとんど認められる自治体と、1件も認められていない自治体があると思われま。全国の特児の8つの様式ごとの申請人数と認定された人数、これを調べているのであれば教えていただきたいと思ひます。

発達障害の診断を受けたこどもたちの多くがこの特児を申請され、そして、認定を受けている中で、3歳の1型糖尿病のこどもが却下されるという現状がまさしく今あります。「こども大綱」の中に特児の文言を入れていただいたことで、自治体の取組が変わることを期待したいと思ひます。1例を紹介させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○有村部会長 ありがとうございます。

陶山委員から、現状を把握していれば教えてほしいということでございましたので、事務局よりも可能でしたらお願いいたします。

○本後障害保健福祉部企画課長 厚生労働省の障害保健福祉部企画課長の本後です。御質問ありがとうございます。

様々御意見いただきましたけれども、御質問の点についてお答えをさせていただきます。認定等々の人数については、今、調査しておりません。大変申し訳ございません。

○有村部会長 まだ調査をしてないということでございますけれども、もし今後可能なら把握をしていければというふうをお願いしたいと思ひます。

続きまして、永松委員、お願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

○永松委員 全国市長会の大分県杵築市長の永松です。よろしくお願いいたします。

基礎自治体の立場から、一点の要望です。

資料1の9ページに「インクルーシブ教育システムの実現」とあります。これについて、高く評価し期待しているところです。特に ICT の活用を推進することで、脳性麻痺をはじめ、肢体・視覚・聴覚・発達などにハンディキャップのあるこどもさんの教育効果が上がり、そのことで成人期からの就労をはじめとする社会参加の可能性が大きく広がると考えるからです。

そこで、要望です。特別支援学校等に通うこどもたちの状況や進路について、学校・保護者・市町村の3者が日頃から緊密に連携が取れる仕組みが必要と考えますので、効果的なご指導とご支援をお願いします。

学校側等のご尽力で、就労継続支援A型・B型などの進路先が決定しますが、卒業後の家族を含めた福祉面でのサポートを行う市町村は、6・3・3の12年間の本人に関する情報が不足しており、スムーズな支援に苦勞しています。特に市町村外に特別支援学校等がある場合、最長で12年間はきょうだい児とは別の学校に通いますし、地域のこどもさんとも「疎遠」になってしまいます。

成人に達するまでは教育が中心になりますが、同時に雇用・福祉分野との連携が欠かせません。長い人生の中で、地域で生活する障がいのある人とその家族を継続的包括的に支えるためには「重層的な支援体制」の整備が必要だと考えます。以上です。

○有村部会長 御発言ありがとうございます。

続きまして、渡辺委員、お待たせいたしました。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 日本医師会の渡辺でございます。

私のほうからは、障害のあるというか、支援が必要なこどもの災害時の避難体制について意見を述べさせていただきたいと思います。災害に関しては自治体に対応することなので、対策はある程度講じられていたと思いますが、このたびの能登半島の震災に関して検討してみると幾つかの課題があるように思います。

地元の医師会に問い合わせたところ、大きな問題はなかったとおっしゃったし、こども家庭庁の母子保健課の担当者にお聞きしても、大きな問題はないという表現をされました。確かに医療的ケア児、特に人工呼吸器を要するこどもは医療機関が状況を把握していますので少数であったようではすけれども、数日以内に基幹病院に収容されたようです。特に大学の病院が中心となって対応されたようです。

しかし、寝たきりのこどもさんとか発達障害を有するこどもさんへの対応は、十分ではなかったと聞き及んでおります。もともと医療的ケア児以外の障害を有する児童の把握は十分でなかったようです。特に発達障害児が避難場所に苦勞されたということです。

日本小児神経学会や、ほかの学術団体に問合せをしたところ、複数の事例で避難をちゅうちょして壊れかけた自宅にとどまった方とか、避難所で入所を拒否された人、もしくは自衛隊のお風呂、入浴するときに騒ぐからといって入浴を拒否された事例を聞き及んでおりま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

す。

弱者というと高齢者と思われるようですけれども、障害を有したこどもさんたちもやはり弱者であるということをご認識していただき、災害の対応を事前に検討しておかれる必要があるのではないかと思います。

先日、文部科学省の担当官に相談に行ったところ、避難所とか相談窓口はある程度設置したとお聞きしていますが、ほとんど利用されなかったということは、周知のほうにも問題があったのではないかと。つまり、せっかくなさっておられる制度とかコンテンツが十分使用できなかったということが課題ではないかと思います。

今後、できれば事前に、災害が起きてからではなくて、災害が起きる前にそういう対応をしていただきたい。医療的ケアは、我々も医療者として大体それを念頭に置きますが、医療的ケアでない程度の障害とか支援が必要な方の対応というのは今後重要になってくると思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上でございます。

○有村部会長 大切な御意見、ありがとうございます。承らせていただきます。

井本委員、お手は挙がっておりませんが、何か御発言ございますでしょうか。

○井本委員 ありがとうございます。

日本看護協会、常任理事の井本でございます。本日は副会長に代わり出席させていただいております。

今回、様々な情報提供、御説明ありがとうございます。看護職も障害児支援では、様々な場での支援に関わらせていただいております。今回情報提供いただいた内容および、ガイドラインの改定内容や支援の枠組みなど周知できるよう努めてまいるとともに、先ほど小島委員から支援の場でまず最初に関わる保健師がこういったことをしっかり理解してほしいという御要望をいただきました。そういったことも含め、しっかり対応を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○有村部会長 御発言ありがとうございます。

それでは、小野委員、御発言お願いいたします。

○小野委員 小野でございます。

今年度初めての部会で、現在の障害児支援について情報を提供していただきありがとうございます。昨年末の「こども大綱」の閣議決定に基づいて、障害児支援についても「こども大綱」の理念をベースとして発展・整備していくのかなと思います。

今回、放デイ、児童発達支援、保育所等訪問支援のガイドラインの発出というタイミングになったわけですが、このガイドラインの検討に関わらせていただいたわけですが、当初の予定よりも発出に少し時間を要したため、その結果として今回のガイドラインの中に日本語版DBSのことも記載されています。これは周知していただく上でも非常によかったのかなと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844) からご覧いただけます。

ただ、日本版DBSの中で、障害児支援に関わる機関、事業所もその対象になってきたということは非常に重く受け止めていくことかなと思います。特に障害のあるこどもの場合、性被害の認知、あるいは声を上げる、表現をしていく、助けを求めていく、あるいは被害について理解していくためには、それなりの専門性が必要になってくるだろうと。この法律を施行していく上で、障害児の領域でもかなりしっかりと議論して検討していく必要があると思います。それもこの部会において役割を果たしていかなければいけないのかなと思うところ です。

それから、関係機関等の連携、これはガイドラインの中でも記載していますし、報酬改定の中でもかなり明確化されてきているかと思っています。私自身、児童精神科医という立場で、医療との連携というのは非常に重要だと思いますけれども、今回ガイドラインの中でも、どちらかという医療的ケア児の問題、服薬、急病への対応、そういう形の医療機関の関わりの記述があります。

資料の中でははっきり出てないですけども、精神障害者の数がどんどん増えている中で、未成年者の数もかなり増えています。これは発達障害や愛着障害などの診断がつくこどもたちが増えてきているということでもあり、医療との連携というのはますます重要になってくるのではないかと思います。

その中で、これは医療側としての思いですけども、障害児支援の中で関係機関連携加算というのがあるわけですけども、連携する側の医療側の報酬体系の中にはそれが入っていないところがあって、これは別のシステムの話になってくるのでなかなか難しい話かもしれませんけれども、医療機関が障害福祉サービスにしっかりと連携していく上で、診療報酬での手当ができるようになっていくことがぜひとも望まれるなど、医療側の人間としても1つその辺は要望として述べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○有村部会長 小野委員、どうもありがとうございました。

それでは、私も一言だけ申し上げさせていただきます。様々皆様からの御意見を伺って納得できる御意見、そして、大切な御視点をたくさんいただいたというふうに思います。

多少かぶるところはあると思いますが、今回「こども大綱」、それから、「こどもまんなか実行計画」を進めていく中で、大きな成果の1つかなと思うのは、「すべてのこどもはこども」というフレーズがたくさん使われるようになってきたと思います。実態がそこに全て即しているかという、そうではない点もたくさんあると思うのですが、「すべてのこどもはこども」というフレーズが定着してきたことは望ましいことかと思っています。

その中で、特に私が気になっているのは、こどもの声として、実際のお子さん方の声をどう酌み取って実行計画等に反映していくのかということが気になっております。昨年度も出向く形で、1か所は、障害児の方々が利用されている施設でお話を伺う機会をいただきました。現場と連携してこどもたちの声をどういうふうに「いけんぷらす」の中に組み込むかということで工夫がなされて、私も大変勉強になったと思います。施策と現場が連携するこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

との必要性を改めて感じたところです。

先ほど御意見もありましたけれども、社会的養護のほうでは意見表明等支援員ということで配置が進んでいて、特に、いわゆる独立型アドボケートが進められております。しかし、意見を独立して聴くということだけでアドボカシー、あるいはアドボケートが十分かというところ、そうは思っておりません。

海外を見てみますと、社会的な背景や現状や様々なデータを大きな視点で見るようなアドボケート、これはオンブズパーソンとかぶるところもあるのかもしれませんが。それから、代弁だけでなく、施策に対して意見を言う方々、逆に子どもたちに寄り添っていたり、その範囲も、例えば裁判所が関わっている子どもたち全てに継続して1人のアドボケートが関わっていくような仕組みであったり、いろいろな仕組みがあるかなというふうに思います。

特に障害の領域、日頃から親御さんをはじめ現場の方々をはじめ、様々な形で日々の情報をはじめ、様々なものを使いながら子どもたちの声を聴いてらっしゃると思います。私としては、ぜひ障害児領域でもアドボケートの話を進めたいと思っています。きっと独立型だけでなく様々なアドボケートの可能性を考えていくときに、障害児領域だからこそできること、それから、意見を表明しづらい子どもたちのことも、この領域で発展するからこそ、全体のすべての子どもたちにも反映できるものはたくさんあるかなと思っています。

ほかにもいろいろ考えなければならぬところはあると思いますけれども、3分ということなのでここまでお話をさせていただきます。私の意見としては以上でございます。

皆様、御意見ありがとうございました。ほかにも委員の皆様から御質問、御意見ございましたでしょうか。

北川委員、お願いいたします。

○北川委員 先ほど、医師会の渡辺先生の御意見の中で、障害のある子の避難所の在り方の御意見、大変貴重だったと思います。

今回かなり早く、1月4日ぐらいから、全ての避難所に子どもを支える居場所をとということで、子ども関係の団体が頑張ってきたときに、こども家庭庁のほうからも、障害児はどうなっているだろう、必要なのではないだろうかという声を受けて、酒井事務局長のところまで全国児童発達支援協議会と、それから、輪島市役所と教育委員会と、福祉と行政と教育が連携する形で、地元の特別支援学校を使って居場所ができたということは大きかったと思います。

ただ、時期的なものとか、急に特別支援学校を使うことになったので時間がかかったりして、おっしゃるように人数がそれほど多くなかったけれども、今後の災害のときの障害のある子の居場所の事例としては非常に大事なのかなと思いました。

日頃からそういう連携を取っていくということは、災害に備えて必要だなと感じております。その後、穴水町のほうに発達障害のこどもの不安定さがあるということをお聴きして、社会的養護の団体と一緒に支援に参りましたけれども非常にニーズがありました。障害の

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「障害児支援部会（第6回）」ページ（https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/Off6d844）からご覧いただけます。

ある子と家族を支えるということ、もう少し事前にこども家庭庁と連携しながら考えていく必要があるということ、今回の実践を通して私も思いました。

以上です。

○有村部会長 貴重な御知見ありがとうございます。

大塚参考人、よろしくお願いします。

○大塚参考人 短めに。

今日の話の中にも教育のシステム、特別支援教育の話も出ていて、連携の話になるかと思えますけれども、こども家庭庁になって文科省は入らないけれども一体的にやっていくということをお聴きしています。平成30年度でしたか、家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告が出まして、これに基づいて文科省の局長と、それから、厚生労働省の障害保健福祉部長の連名通知ということで、教育との連携が進んだということだと思っています。

今後も教育なしには語れない部分があって、教育の期間は、非常に長い時間をこどもたちは過ごすので、教育とどのように連携していくかということ、ぜひ考えていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○有村部会長 御発言ありがとうございます。

そのほかどうでしょうか、御意見等ございますでしょうか。

それでは、少し早い時間ではございますが、本日はここまでとしたいと思います。

事務局から連絡事項があれば、お願いをいたします。

○結城障害児支援課課長補佐 本日は御多忙の中、御議論いただきまして大変ありがとうございました。

次回の部会につきましては、日程が決まり次第また御案内いたしますので、引き続きよろしくお願いします。

○有村部会長 それでは、本日はこれで閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

(了)